

秋の一斉清掃を実施します

道路や空き地に散乱しているごみや空き缶を拾い、町をきれいにする秋の一斉清掃を実施します。地域、町内会で計画を立て、みんなでごみを拾いましょう。

なお、地域、町内会によって実施日が違う場合がありますので、町内会にご確認の上、参加してください。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクをご着用の上、参加してください。

実施日 10月18日(日)

※新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、延期または中止とする場合があります。その場合は町ホームページなどでお知らせします。

一斉清掃に参加するときのお願い

- 回収するごみは、もえるごみ（紙類、繊維類、食物類、皮革類）、もえないごみ（金属、ビン類等）、ペットボトル、かんに分別してください。
※一斉清掃では、リサイクル分別を行いません
- 町指定のごみ袋か、透明または半透明の袋を使用してください。ごみの収集袋として肥料袋は使用しないでください。
- 廃タイヤ、廃家電等、不法投棄されたものは、収集せず下記担当までご連絡ください。現地確認の上、町で対応します。
- 家庭や町内会から出たごみの持ち込みは、絶対にしないでください。
- マスクの着用、互いの距離を保つなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を取って実施してください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

別海町ごみの減量化大作戦! その54



「きれいな古繊維、使えるくつ・かばん」の出し方チェック

古繊維などのリサイクルについて

「きれいな古繊維」と「使えるくつ・かばん」は、ごみ処理場で選別され、リサイクル事業者を介して、海外で再使用しています。（一部の古繊維は、工場のウエスにリサイクルしています。）

汚れているものや壊れているものは対象外ですので、排出時に確認のご協力をお願いします。

「きれいな古繊維」の出し方

- ☑透明または半透明の袋に入れて「せんい」と書き、晴れた日に出してください。
古繊維は、一度洗濯して、完全に乾かしてから出してください。

雨に濡れると、汚れたり、カビが生えてしまい、再使用できなくなります。

- ☑対象物は「べつかいのごみ出し百科事典」を確認してください。

下着や靴下、便座カバー、雑巾、座布団、着物などは対象外です。

<「きれいな」の基準は？>

中古品として着用できるものが基準となります。汚れがひどいもの、毛玉だらけのもの、布地が伸びてよれているものなどは、対象外です。不快感なく再使用できるものを出してください。

「使えるくつ・かばん」の出し方

- ☑透明または半透明の袋に入れて「くつ」もしくは「かばん」と書き、晴れた日に出してください。
雨に濡れると、汚れたり、カビが生えてしまい、再使用できなくなります。

- ☑対象物は「べつかいのごみ出し百科事典」を確認してください。

げた、草履、スキーブーツ、スケート靴などは対象外です。

<「使える」の基準は？>

中古品として着用できるものが基準となります。汚れがひどいもの、壊れているもの、すり減っているものなどは、対象外です。不快感なく再使用できるものを出してください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

行政相談制度をご存じですか？

苦情や意見、要望等の相談に応じる制度です。

「道路がでこぼこになっているので補修してほしい」「通学路脇の沢に柵がなく、子どもが落下する危険がある」「役場に相談したいが、どこの窓口に行けば良いのか分からない」など、さまざまな相談を受け付けています。

教育や子育て、社会福祉に関する困っていること、ご意見ご要望などがありましたら、気軽に行政相談委員へご連絡ください。

本町の行政相談委員

及川 實 さん TEL 77-3051
小西美紀子 さん TEL 75-3132

釧路行政監視行政相談センターでも相談を受け付けています。
「行政苦情110番」(全国共通TEL0570-090-110)をご利用ください。

10月19日から25日は行政相談週間です。行政相談とは、総務大臣から委嘱された「行政相談委員」が、住民の皆さんからの行政に対する

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

11月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹です。

くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日**までに、お申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

■くみ取り申込先

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861
フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。
各支所と各連絡事務所でも受け付けできます。



問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

福祉課から

上杉貞賞の推薦について

本町では、次のとおり「上杉貞賞」の被表彰者の推薦を募集しています。

この賞は、知的障がいのある方で、社会貢献などにより、他の模範や励みとなった方を表彰するものです。該当となる方がいる場合は、ぜひ、ご推薦ください。

- 募集期間 10月1日(木)から30日(金)
- 推薦対象者 町内に居住する知的障がいのある方で、自立更生、善行、社会に貢献するなど、他の模範や励みとなった方
- 推薦方法 所定の推薦書に記入し、下記担当へ提出してください。
- 被表彰者の決定 11月中に審査会を実施し、町長が決定します。表彰式は障害者週間（12月3日から9日）の間に予定しています。

※上杉貞賞は、名誉町民である上杉貞氏の遺徳をしのび、ご家族から福祉の向上に寄与することを目的に寄せられた資金「上杉貞賞基金」により実施しています。

問合せ／社会・障がい福祉担当
（内線1311）

除雪をしてくれる団体を募集



本町では、要保護世帯に対し、緊急時の避難経路確保を目的として除雪事業を行っていますが、近年は除雪作業団体の減少により除雪の実施に支障が生じています。

除雪事業を継続するため、下記のとおり除雪作業団体を募りますので協力していただける団体はご連絡ください。

- 除雪期間 令和2年12月1日から令和3年3月31日
- 除雪範囲 町内の市街地
- 除雪日時 降雪10センチ以上のときに町からの指示により出動

- 内 容 玄関先から公道までの人力除雪
- 委託料 町の算出規定に基づく金額
- 募集締切 10月30日(金)

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）